

改正医療法に基づく
医療計画の見直し

平成19年4月17日(火)

医政局 指導課

医療計画制度の概要（従来）

（制度の趣旨）

- 地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連携等の確保を図ることを目的としている。
- 医療計画には、医療圏の設定及び基準病床数に関する事項、地域医療支援病院の整備の目標等に関する事項、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連係等に関する事項等を定める。
- 都道府県は、医療計画について少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされている。

（医療圏の設定）

- 医療計画の単位となる区域（主として病院の病床の整備を図るべき地域的単位）として医療圏を設定する。

【基準病床数制度】

- ◇ 基準病床数は、その地域（二次医療圏など）にどの程度の病床数を整備すべきかという整備目標である。
- ◇ 基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準となっている。
- ◇ 基準病床数を定め、病床不足地域における病床整備を進める一方、過剰地域の病床増加を抑制することにより、病床の整備を過剰地域から非過剰地域へ誘導し、医療資源の効率的活用を通して適正な医療の確保を図る。

（医療計画に記載する事項）

- 医療圏の設定
- 基準病床数の算定
- 地域医療支援病院の整備目標
- 設備、器械・器具の共同利用等、医療関係施設相互の機能の分担
- 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保
- へき地医療の確保
- 医師等の医療従事者の確保
- その他医療を提供する体制の確保

改正医療法における医療提供体制の考え方

法律

- 医療提供体制の確保。
- 国による基本方針の策定。
- 都道府県による医療計画の策定。
 - ・ 生活習慣病その他省令で定める疾病
 - ・ 救急医療等確保事業（5事業）

省令

- 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病を規定（4疾病）

4疾病の考え方

- ※ 患者数が多く、かつ、死亡率が高い等緊急性が高いため、限られた医療資源による効率的な対応が必要。
- ※ 症状の経過に基づくきめ細かな対応が求められることから、医療機関の機能に応じた対応が必要。

基本方針（大臣告示）

- 医療提供体制の確保に関する基本的な考え方。
 - ・ 4疾病及び5事業それぞれに関する医療連携体制の考え方

作成指針（局長通知）

- 医療計画において、具体的な医療提供体制の確保に関する記載の手順を示す。
 - ・ ・ ・ 4疾病及び5事業に関する医療連携体制の具体的イメージ図（平成19年6月頃までに順次提示）

平成20年3月までに検討・作成

基本方針の概要

【平成19年3月30日厚生労働省告示70号】

- 都道府県が平成20年4月からの実施に向け医療計画を見直すに当たり、その実務の参考として先般の医療法改正の基本的な考え方を示したもの。
「国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な事項を示す」

1. 施策の基本

- ・ 患者本位の医療を実現。
- ・ 4疾病及び5事業に対応する医療連携体制の構築を図る。
- ・ 都道府県が中心となって医療提供体制を確保。

2. 調査及び研究

- ・ 地域の医療機能についての住民の理解を促進。

3. 目標に関する事項

- ・ 5年間を目途として、4疾病及び5事業等についての数値目標を定め、少なくとも5年ごとに数値目標の達成状況について評価等を実施。

4. 機能の分担及び業務の連携、医療機能情報の提供

- ・ 4疾病及び5事業それぞれについての医療機能を踏まえ、業務の連携体制を構築し、医療計画に明示。
- ・ その際の情報については患者や住民に分かりやすく明示。

5. 医療従事者の確保

- ・ 医療連携体制の構築等を踏まえ、地域の医療関係者等と医療従事者の確保に関する協議を行い、偏在へ対応。

6. 医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価

- ・ 基準病床数の算定においては、医療圏にかかる考え方は従来と変わらないもの。
- ・ 4疾病5事業については、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じた計画を作成。

※ 医療計画や具体的な施策を定めるに当たっては、医療関係各法等の規定や方針等に配慮